

藤枝市低入札価格調査制度事務取扱規程

制 定 平成13年3月27日訓令2

最近改正 平成26年3月20日訓令18

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の運用について、他に定めのあるもののほか必要な事項を定める。

(調査)

第2条 入札執行者は、調査基準価格（別に定めるところによりあらかじめ入札ごとに定める価格であって、その価格を下回る価格の入札が行われた場合には、施行令第167条の10第1項の規定を適用することとなる価格をいう。以下同じ。）を下回る価格の入札があった場合には、入札者からの事情聴取等により次に掲げる事項について当該入札に係る工事の担当課長とともに調査し、低入札価格調査調書（第1号様式）を作成するものとする。ただし、入札者が入札執行者の指定した期日までに意向確認書（第1号様式の2）を提出し、市長がこれを受理した場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 積算の理由及び根拠（必要に応じて積算内訳書を提出させるものとする。）
- (2) 手持ち工事の状況
- (3) 入札者の事業所、倉庫等の所在地
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先との関係
- (6) 手持ち機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 前号の公共工事の成績状況
- (11) 経営状況
- (12) 下請け契約予定者名
- (13) 前各号のほか必要な事項

(調査結果に基づく措置)

第3条 入札執行者は、前条の調査結果に基づき調査基準価格を下回る価格をもって入札した者であって最低の価格をもって入札したもの（以下「最低価格者」という。）がした入札の価格が施行令第167条の10第1項に規定する要件に該当しないと認めた場合には、直ちに最低価格者を落札者と決定し、落札者決定書（第2号様式）を作成するとともに、落札者及び他のすべての入札者に対して口頭又は書面により結果を通知するものとする。

2 入札執行者は、前条の調査結果に基づき最低価格者がした入札の価格が施行令第167条の10第1項に規定する要件に該当するおそれがあると認めた場合には、入札執行者の意見を付した書面（第3号様式）及び低入札価格調査調書を藤枝市低入札価格調査委員会

(以下「調査委員会」という。)に送付し、その意見を求めるものとする。

- 3 調査委員会は、藤枝市建設業者指名等審査委員会規程(昭和51年藤枝市訓令第13号)に定める藤枝市建設業者指名等審査委員会の委員長及び委員をもって組織する。
- 4 調査委員会の会議は、藤枝市建設業者指名等審査委員会の例による。

(調査委員会の意見に基づく措置)

第4条 前条第2項の規定による調査委員会の意見が、施行令第167条の10第1項に規定する要件に該当するおそれがあると認められないとするものであった場合には、入札執行者は速やかに前条第1項に規定する手続きをとるものとする。

- 2 前条第2項による調査委員会の意見が、施行令第167条の10第1項に規定する要件に該当するおそれがあると認められるとするものであった場合には、入札執行者は最低価格者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定し、落札者決定書を作成する。

- 3 前項の場合において、入札執行者は最低価格者に対しては落札者とならなかった旨及びその理由を、次順位者に対しては落札者となった旨を、他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を口頭又は書面により通知するものとする。

- 4 第2項に規定する場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がなかったときには、最低価格者には落札者とならなかった旨を、他のすべての入札者には最低価格者を落札者としめない旨を通知し、及び最低価格者を除いて再度の入札を執行する。

(次順位者の価格が調査基準価格を下回る場合の措置)

第5条 前条第2項の規定にかかわらず、次順位者のした入札の価格が調査基準価格を下回っている場合には、同項の規定を直ちに適用せず、落札者と決定されなかった最低価格者を除き次順位者を最低価格者とみなして前3条の規定を適用する。

(品質証明の実施)

第6条 「農林土木工事共通仕様書」又は「土木工事共通仕様書」を適用する工事においては、契約金額に関わらず各仕様書に規定する品質証明工事の対象とする。

附 則(平成13年3月27日訓令3)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成13年12月3日訓令25)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日訓令10)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日訓令18)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。